

平成 30 年度 滋賀県実習指導者講習会(特定分野) 開催要項

1. 目 的：

病院以外の実習施設で次に掲げる分野（以下「特定分野」という）について実習指導の任にある者（以下「実習指導者という」）又はこれらの施設で実習指導者となる予定の者が、実習の意義及び実習指導者としての役割を理解するとともに、特定分野の実習における効果的な指導のために必要な知識・技術を修得することを目的とする。

<特定分野>

- ・保健師養成所における公衆衛生看護学
- ・助産師養成所における助産学
- ・看護師養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び在宅看護論
- ・准看護師養成所における老年看護及び母子看護

※平成 30 年度 開講分野（受講者の希望によって決定）

- ・助産師養成所における助産学
- ・看護師養成所における老年看護学、在宅看護論、小児看護学、母性看護学

2. 主 催：滋賀県

3. 実施機関：公益社団法人滋賀県看護協会

4. 開催期間：平成 30 年 8 月 30 日（木）～平成 30 年 11 月 9 日（金）までの間で 約 15～20 日間程度（最低 約 74 時間）【予定】

5. 開催場所：滋賀県看護研修センター

6. 受講人員：約 15 名（予定）

7. 受講資格：

現在所属する施設の実習指導者又は将来実習指導者となる予定にある者であって、次の各号のいずれかに該当する者。

- 1) 保健師養成所における公衆衛生看護学実習を行う以下に掲げる実習施設の保健師
- 2) 助産師養成所における助産学実習を行う以下に掲げる実習施設の助産師^{注)}
- 3) 看護師養成所における老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習又は在宅看護論実習を行う以下に掲げる実習施設の保健師、助産師又は看護師
- 4) 准看護師養成所における老年看護実習又は母性看護実習を行う以下に掲げる実習施設の保健師、助産師又は看護師

注) 緊急助産師確保対策の一環として、当面の間、助産師養成所の実習施設である小規模な病院の助産師についても受講を認める。

※ 保健師養成所課程の実習施設

- ①市町
- ②保健所
- ③地域包括支援センター
- ④精神保健支援センター
- ⑤事業所
- ⑥学校
- ⑦社会福祉施設
- ⑧上記①～⑦に類する施設

※ 助産師養成所の実習施設

- ①診療所
- ②助産所
- ③保健所
- ④市町保健センター
- ⑤母子保健センター
- ⑥上記①～⑤に類する施設

※ 看護師養成所の実習施設

- ①診療所 ②訪問看護ステーション ③介護老人保健施設 ④介護老人福祉施設 ⑤保健所
- ⑥地域包括支援センター ⑦在宅看護支援センター ⑧社会福祉施設 ⑨療養通所介護事業所
- ⑩上記①～⑨に類する施設

※ 准看護師養成所の実習施設

- ①診療所 ②介護老人保健施設 ③介護老人福祉施設 ④社会福祉施設 ⑤上記①～④に類する施設

さらに、次に該当するものとする。

- 1) 保健師・助産師・看護師として、実務経験年数5年以上業務に従事した者。
- 2) 教育に熱心であり、看護に対する自己の考えを表現できる者。
- 3) 看護教員養成の講習会を未受講の者(専任教員を除く)。
- 4) 実習指導者講習会を未受講の者。

8. 講習科目及び時間数：別紙のとおり

9. 経 費：

- 1) 講習会開催に関する経費は委託料でまかなうものとする。
- 2) 講習会受講に要する個人的費用は受講生の負担とする。
交通費、図書費、研究費、コピー代、食費等

10. 修了証書：

原則として全日出席で修了証書を交付する。

(なお、本講習会の修了者は、特定分野のいずれにおいても実習指導者となることができます。)

11. 申込方法：様式1、様式2-①、②を応募期間内に提出する。(郵送または持参)

提出先 公益社団法人滋賀県看護協会
〒525-0032 草津市大路2丁目11番51号

12. 応募期間：平成30年6月1日(金)～6月11日(月)17:00必着

13. 受講可否通知：締切り後、2週間以内に所属長宛に通知する。